

第2章 国家責任法等から見た核兵器禁止条約

福井 康人

1 核兵器禁止条約の成立

核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW) は、二〇一六年十二月の国連総会決議 (A/RES/71/258) に基づいて、二〇一七年三月に一週間および六月二十三日から七月七日にかけて二会期にわたり、ニューヨーク国連本部において国連主催条約交渉会議により条約交渉が行われた。その結果、この条約は最終日に表決により採択され (二二二カ国賛成、一カ国反対 (オランダ)、一カ国棄権 (シンガポール)、その後九月二十日に署名開放された。更に、二〇一八年十二月二十日時点での署名国は六十九カ国、批准国は十九カ

国となり、今日に至っている。この条約は一九九六年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択されて以来、国連関連フォーラムで交渉された約二十年振りの核軍縮・不拡散条約であるが、核兵器国のみならず拡大抑止を享受する国々からは強行に反対され続けている。当初は二〇一八年末には早ければ発効するとの見方もあったものの、米国等反対国による水面下での働きかけが行われているのか、現在でも締約国数は発効に必要な五十カ国の半数にも至っていないのが実情である。

国際法においては、いかなる条約であっても間接的に関係してくる一般国際法の規則として、条約についての規則を成文化した条約法条約や国家責任法が代表的なものとしてあげられる。条約法条約については二国間の適用を想定したウィーン条約法条約と国際機関間の適用を想定した二種類の条約が作成されているが、後者は国際機関が多数所在する国を含めて締約国数が極めて限定されているのが現状であるが、実際には殆どの国際機関がホスト国協定を締結しており実体的には問題は生じないようになっている。他方で、国家責任法については国際法委員会で議論された結果、国家責任条文の草案が第二読まで採択されているのみであり、国際機関責任条文も作成されている。このため、条約法条約とは異なり、外交会議を経て条約として採択されていないものの、多数の文献や判例にも引用

されるといふ一定の権威ある文書としてみなされている事実が存在するという一見奇妙な状況にある。

この条文も国家間の責任を規定した国家責任条文と国際機関の国際機関責任条文との二種類があるが、国家責任条文がどのような形で核兵器禁止条約にかかわるのか、具体的な条文との基礎的な実例を見てみるのが、わかりやすいものと思われる。先ず、国家責任条文第一条は「国の全ての国際違法行為は、当該国の責任を伴う。」と規定し、同第二条は「国の国際違法行為は、次の場合に存在する。即ち、作為又は不作為からなる行為が（a）国際法上当該国に帰属し、（b）当該国の義務の違反を構成する場合。」と定めている。この条文に相当する事例として、軍縮国際法としても基本的義務として重要な条約第一条があげられる。同条は「締約国はいかなる状況（under any circumstances）においても以下を実施しない。」として、六項目を列挙しており、仮に条約義務の無作為であっても、その違反が典型的な国際違法行為となろう。

《一条による禁止事項》

（a）核兵器その他の核爆発装置の開発、実験、製造、生産、あるいは獲得、保有、貯

蔵。

- (b) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置の移譲、あるいはそうした兵器の管理の移譲。
- (c) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置、もしくはそれらの管理の移譲受け入れ。
- (d) 核兵器その他の核爆発装置の使用、あるいは使用するとの威嚇。
- (e) 本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かを支援、奨励、勧誘すること。
- (f) 本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かに支援を要請し、受け入れること。
- (g) 領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器その他の核爆発装置の配置、設置、配備の容認。

国家によるこれらの国際的義務の違反は、正に国家責任条文第一条に照らして、国の国際違法行為に該当する典型的な事例である。特にこのなかでも、国家責任条文との関係を

考えることが有益なのは、(f) 項の支援の解釈である。特に支援についてはその射程が広い表現であり、その具体的内容を確定する上で一般論として参考になるのが国際違法行為の実行に対する支援及び援助について規定する国家責任条文第十六条の事例である。同条の関連で国家責任条文コメンタリは三種類の基準に言及している。当該国際不法行為の支援又は援助の及ぶ範囲については、第一に支援又は援助を提供する国家組織又は機関は被支援国家が国際的な不法行為を行っていることを認識していること、第二に支援又は援助が当該行為を容易ならしめることを目的とし及び実際にもそのようなようになること、第三に遂行された行為が支援する国家自身により行われた行為が不法な行為であることをあげている。この比較事例は相当因果関係の法理とも整合性があり、(f) 項を理解する上で有益と思われる。

2 軍縮国際法としての主要な規定

国家責任条文の詳細は後述することとして、その他の軍縮国際法としての主要な規定として機能する条約第一条の解釈について敷衍する。先ず、「核兵器その他の核爆発装置」については、核兵器の定義については核弾頭から核兵器の起爆装置や指揮統制システムのだ

ここまでを指すのかといった定義を巡り議論が紛糾するのを避けるためにも、NPTの文言がそのまま用いられている。このため、核兵器を所与のものとした上でNPTの交渉経緯に鑑みて、その他の核爆発装置については平和的核爆発のための装置と解される。もっとも、トラテロルコ条約第五条前段は「核兵器」とは核エネルギーを制御されない方法で放出することができ、かつ戦争目的に適した一群の性質を有する装置を言うとして規定している。他の非核兵器地帯条約においても類似の規定が置かれているが、この条約ではこのような試みは行われていない。

最初に列挙された禁止行為は上述の核兵器について、その開発、実験、製造、生産、あるいは獲得、保有、貯蔵と七つの行為を明示的に禁止しており、クラスター弾条約第一条一(b)の文言や化学兵器禁止条約第一条一(a)の文言を基に作成されていることが伺われる。これらの禁止行為の中で開発および実験が核兵器としての兵器化を進めるための工程と位置づけられるが、先ず開発については、ペリンダバ条約やセイメイ条約といった非核兵器地帯条約は開発のみならず研究も列挙していることを踏まえて、開発には研究も含まれると解するのが適当である。もっとも、どの時点から研究を含めた開発に該当するかについての詳細な議論は条約交渉時には行われていないものの、少なくとも核兵器その

他の核爆発装置を開発することに直接寄与しうる行為が行われるのみならず、開発する明確な特定意図があることが必要条件になるものと解される。

また、実験については当初の議長案ではCTBT第一条の基本的義務がそのまま引用されていたものの、最終的には現在の文言となった。これはCTBTが発効する見込みがない中で、CTBTの基本的義務を先取りする形でこの条約が発効することになれば、CTBTの存在意義が損なわれることになること、更にはCTBTで禁止されているのは核兵器の実験的爆発又は他の核爆発であり、未臨界実験に見られるような核爆発を伴わない核実験はCTBTの禁止の対象外である。このため核兵器開発の抜け穴になりかねないとして、禁止の射程が広がるようにより一般的な実験(Testing)の文言とされ、この一連の禁止行為に含まれるものと解釈される。このため、現在米国は未臨界実験のように核兵器用核分裂性物質を全く使わずに、X線により高温高圧を生じせしめるZマシンによる核兵器関連実験を行っているが、こうした最先端の核兵器の信頼性や近代化を想定した実験を禁止する規定は、特に米国にとり受け入れ難いものと思われる。

また、生産(produce)と製造(manufacture)の違いについては、前者が通常の意味では、原材料または要素から一定の工程を経てから完成品を作成することと説明され、後者につ

いては機械を使つて大規模に製造するという意味で）製造するとの意味として一般的に説明されている。これを核兵器の場合に当てはめると、先行のNPTが「製造若しくはその他の方法で取得（to manufacture or otherwise acquire）」との表現を使っていることから、製造（manufacture）は核兵器が製造される際には一般的であり、その特殊な場合が生産（produce）に相当するものと解される。更に国際組織犯罪防止条約の補足議定書である銃器議定書において、不正な製造については、銃器および弾薬の「製造又は組み立て」が不法に行われるものと観念されており、多くの子弾を収容するクラスター弾において使用される事例がMIRV化された多弾頭核兵器に対比しうるものと解することも両者の違いの説明に資するものと思われる。

更に獲得（acquisition）については、他者の支配下にある所有物を自己の所有にすることを指し、これもNPTの表現と同じであり、その後作成されたクラスター弾条約でも同様の表現が使用されている。例えばクラスター弾条約では製造以外の方法で直接または間接的に取得することを指し、例えば、購入、借用、窃取、横領などの場合を含み、あらゆる形態の獲得が条約によりカバーされることを目的としていとされる。なお、クラスター弾条約や化学兵器禁止条約の場合は訓練目的による取得を例外的に許容する規定となつて

いるが、核兵器禁止条約の場合はそのような例外的措置を認めない絶対禁止の方針が採られている。

ちなみに、保有 (possess) については後述する委譲の定義が所有権の権限及び管理権が移転することを指し示すことから、この両者を所持することが保有を意味するものと解される。なお、貯蔵 (stockpile) については武器等の蓄積を行うこととの意味で使用されているが、核兵器の場合は単に武器庫等に貯蔵されているものと実際に権限を有する指揮官により、使用されうるように作戦上利用可能な核弾頭の区別も重要となる。

一方で、(b) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置の移譲、あるいはそうした兵器の管理の移譲及び、(c) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置、もしくはそれらの管理の移譲受け入れについては、NPT第二条及び同第三条の核兵器国及び非核兵器国間の核兵器の移譲禁止に対応するものである。ここで使用されている委譲とは核兵器の権限及び管理権を他者に移転することであり、これは核兵器のみならず、オーストリアが自国領内で発見された老朽化した化学兵器を国外のドイツで処理するため移送した際も同様の説明がなされている。また、管理についてはNPT同様に「核兵器の使用を一方的かつ実効的に決定する権能」と解するのが適切と思われる。

次に核兵器禁止条約のコアの義務である核兵器の使用禁止についてであるが、当初は威嚇が入っていなかったものの、最終的には「核兵器その他の核爆発装置の使用、あるいは使用することの威嚇」を禁止することとなった。この点については国連憲章二条四項が武力の使用又は威嚇を禁止していることから、国連憲章との整合性が問題となりうるとして、即ち同条項が既に核兵器の使用を含めた武力の行使や威嚇を明示的に禁止するのは国連憲章を弱めることになるとする意見もあった。しかしながら、核兵器による威嚇が含まれないと核兵器を禁止する意味がないのみならず、核抑止論を牽制する意味合いも強調されて、最終的には現行の文言になったものと思われる。

もともと同条約では「使用することの威嚇 (threaten to use nuclear weapons)」が使用されており、この表現に対しては一般によく使われる「使用の威嚇 (threaten of use for nuclear weapons)」に比して射程が狭いのではとの見方があり、これに対しては切迫した現下の核兵器使用の恐れのある脅威を構成する場合を指し、単なる口頭にて核兵器を使用することの害悪の告知の場合等より一般的な脅威も含むと解される。二〇一七年十月六日の国連総会第一委員会における核兵器についてのテーマ別討論では、北朝鮮代表が「北朝鮮に対する米国の軍事作戦に参加しない限り、我々は他のいかなる国に対しても核兵器を使用するこ

と又は使用するとの威嚇を行う (to use or threaten to use nuclear weapons) 意図はなご。」として、核兵器禁止条約の基本的義務の表現を使用した発言を行った事例は前者を念頭に置いた表現と思われる。

次に (e) 項との関連で、いずれかの者に対して支援、奨励、勧誘することの解釈については化学兵器禁止条約第一条一項 (d)、包括的核実験禁止条約第一条二項、更にはクラスター弾条約第一条一項 (c) などでも使用されていることから、これらの条約の解釈が同条文を理解する上で参考になるものと思われる。ここで留意すべきは、何れかの者 (anyone) の指し示す範囲である。条約は国家間の国際約束であるからその当事者は特段の定めがない限り締約国を指し示すものとの推定が働くが、ここで言う何れかの者は国家のみならず、非国家主体も含まれると解するのがクラスター弾条約等類似の先例からも適切と思われる、条約の実効性を確保する観点からも有益であり、事項 (f) についても同様である。

この条約は更に申告 (第二条)、保障措置 (第三条及び第四条)、廃棄・撤去 (第四条)、国内実施 (第五条) の規定を置いており、いずれも軍縮条約としての機能を果たすものであるが、これらについても状況によっては国際的違法行為が発生しうるものである。また、単に違

法行為が発生したからといって、第五章の違法性阻却事由（即ち、第二十条から第二十七条に該当する状況があり、その効果として違法性が阻却されると解される場合等）に該当する場合はこの限りではない。

3 国家責任条文と核兵器禁止条約

国際法上の国家責任については、故安藤仁介教授は国家が国際法に違反した場合に、どのような責任が発生し、それがどのように発生するか、つまり、国家の国際法の違反の結果として、生じる法的な諸関係の総体であるとする。今日では国際法委員会により国家責任条文として起草されたものの、その後今日に至るまで、条約の形では採択されていないものの、そのなかには慣習国際法と見なされているものもある。事実二〇〇一年に採択された現在の条文は頻繁に引用されるなど一定程度の権威を有するものである。特に国家責任の発生については、国家責任条文も国家責任の発生要件を国際違法行為に求め、国際違法行為の構成要素を帰属と義務違反に収斂する違法行為責任の体系化を図っている。

他方で、その解除については国家の国際違法行為によって発生した損害賠償の補てんを目的とするのか、それとも広く法秩序の維持を旨指した合法性の回復まで目的とするのか

については見解の一致を見ていない。もつとも、判例法上はICJジェノサイド条約適用事件が、国際法上の刑事責任の存在を否定しつつ、国際違法行為から生じる法的帰結とは賠償であるとの立場を取っており、こうした国家責任法の捉え方は純粹な法理論の世界ではあるものの、このような観点も踏まえ核兵器禁止条約を見ていく必要がある。その上で特に関連する基本的概念で重要なことは、国際違法行為とは何か、更にはその国際違法行為の帰属についても確認しておく必要がある。

先ず、基本的義務である核兵器の使用禁止をはじめ条約第一条の禁止に列挙された行為および同第五条の国内実施（防止及び抑圧する義務）の違反が基本的な事例であると思料され、その他の条約の規定に違反する行為が該当しうるが、国家責任条文は国際義務違反の認定は第一次規則の内容によるとする。また責任の帰属については、国家責任条文はある行為の存在を前提とした上で、行為主体、行為の法的性格あるいは行為の場面や事情に従って、行為の国家への帰属を決定することになる。また、国家に帰属させるべき不作為行為は国家が行動しなかったという事実だけで判断できるものでない。即ち、事情の認識や事態の緊急性などの周辺事情も勘案した上で決定されるものの、核兵器禁止条約の性質上、核兵器の使用には大規模な核爆発を伴うため国際違法行為の特定は比較的容易であると思われる

る。また、締約国である特定国家が条約の義務違反を防止できなかった場合（即ち、自然人である自国民または法人が核兵器を使用した場合等）には第五条の国内実施規定の違反、即ち違反を防止できなかった「相当の注意」義務違反が問われることになる。

また、逆にこうした違反に対する賠償を考えると、国際法における賠償の基本形態としては原状回復（*restitution*）、金銭賠償（*compensation*）、満足（*satisfaction*）の三種類があるとされ、賠償の形態について、国家責任条文第三十四条は「国際違法行為により生じた侵害に対する完全な賠償は、この章の規定に従って、原状回復、金銭賠償及び満足の形態を単独又はそれらの組合せで行うものとする。」と規定する。このため、原状回復および金銭賠償が不可能な場合は「違反の確認、遺憾の意の表明、公式の陳謝又は他の適当な形をとる（同条文第三十七条二項）」としている。もともと、現実には完全な原状回復（*Restitutio ad integrum*）は不可能なことが少なくないため、その場合は金銭賠償または満足を組み合わせたものとならざるをえない。

もともと条約第二条二項は「締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験または使用に関連する活動の結果として汚染された、その管轄または支配下の地域に関し、汚染地域の環境改善に向けた必要かつ適切な措置をとる。」ことについては一般に締約国の責任である

とする。他方で、第七条六項は「国際法の下で負う他のいかなる責務または義務を害することなく、核兵器その他の核爆発装置を使用したまたは実験した締約国は、犠牲者の支援および環境回復の目的で、被害を受けた締約国にたいし適切な支援を提供する責任を有する。」と規定する。即ち、この条約では国家責任の原因となる事象の発生した領域による領域国責任でなく使用国責任主義が採用されており、双方とも「適切な」レベルでの原状回復が求められることになる。

また、締約国会合（条約第八条）や紛争処理条項（条約第十一条）も国家責任法による実施の観点から重要な役割を果たしうる。条約第八条一項柱書きは締約国会議について「関連する規定に従い、この条約の適用又は実施に関する問題について、並びに核軍縮のための措置について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的な会合を行う」とその基本的な権能について定めている。将来の条約発効後に国家責任法上の問題が生じた場合には、まず条約第七条一項に基づき、「締約国は、この条約の実施を促進するために他の締約国と協力する。」ことが義務付けられていることから、先ずは紛争が生じないように協力することが必要とされる。

それでも紛争の調整が困難な状況になった場合には、条約第十一条の紛争解決条項が適

用される。即ち、この条約の紛争解決条項では、先ず同条第一項においては「交渉によつて又は国際連合憲章第三十三条に従い当該関係締約国が選択するその他の平和的手段によつて紛争を解決するために協議する。」ものとされている。国連憲章第三十三条は紛争の平和的解決につき、あくまで「国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるもの」に限定されているものの、この条約は核兵器に関係する紛争となる可能性が高いため、同条が引用されているのは極めて適切であるものと思われる。更に、この条約の意思決定機関である締約国会議の役割が重視されており、同第二項では「締約国会合は、この条約及び国際連合憲章の關係規定に従つて、あつせんを提供し、關係締約国に対して当該關係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請し及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告することによる貢献を含み、紛争の解決に貢献することができる。」として明示的に締約国会合の権能にあげられている。

ちなみに、他の条約の紛争解決条項では国際司法裁判所への付託が規定されているものもあるが、この条約ではまったく言及されていない。この点については二〇一七年にICJが判示した核軍縮競争の停止と核軍備の縮小に関する交渉義務事件の影響も少なくないと思われる。同裁判では原告マーシャル諸島の提起した論点は、例えば英国の先決的抗弁

の請求により悉く否定されて敗訴したこと、更には本件裁判を契機として英国やパキスタンが留保の追加を行ったことにより、以前は限定的ながらも司法の場での紛争解決への道があったものが、事実上閉ざされてしまったこともその一因にあるものと思われる。

4 条約法条約と核兵器禁止条約

核兵器禁止条約も条約であることから、ウィーン条約法条約に自動的に関連することになる。この条約は米国等も批准していない一方で、多くは慣習法化した規則を成文化したものである。更に、条約法条約の多くは残余規定であり、「国が合意する場合（例えば十條（a））または「条約に特段の定め」がある場合（例えば二十條一項）には条約の規定からの逸脱が認められていることを意味することから、この条約も例外でなく、条約法条約とは別途の規定を置く形での条約法条約の要素を含有している。条約法条約も先に見た国家責任条文同様、表には出ず「黒子」の如く、条約と同時並行的に機能することになる。

具体的には、条約第十六條（留保）、同第十七條（有効期間及び脱退）、同第十八條（他の国際協定との関係）である。まず、留保についてはICJジェノサイド条約適用事件により確立され、今日では一般的な両立性（compatibility）テストの基準がCTBT等では採択されて

いる。これはウィーン条約法条約第十九条(c)により、当該条約が留保を禁止しておらず、当該留保を含まない特定の留保のみを付することが出来る旨定める場合を除き、「当該留保が条約の趣旨と目的と両立するものである限り留保が許容されるとするものである。もつとも、本体条約に対する留保は条約の一体性を保つために禁止されるように、条約第十六条は対人地雷禁止条約と同様に、「この条約の各条の規定については、留保を付することができない。」として条約本文への留保を禁止している。

また、有効期限についてはCWCやCTBTと同様に「有効期限は無期限」とされているが、脱退条項については大量破壊兵器系軍縮条約が部分的核実験禁止条約(PTBT)の脱退条項を先例にしているのと同様に、条約第十七条二項は「締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、寄託者に対しその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならぬ。」としている。なお、脱退の制限条件については、「脱退する締約国が当該十二箇月の期間の満了の時ににおいて、武力紛争の当事者である場合には、当該締約国は、武力紛争の当事者でなくなる時まで、この条約の義務及び追加され

る議定書の義務に引き続き拘束される。」として、対人地雷禁止条約第二十条三項が先例となっている。

更に重要なのが条約第十八条の他の国際協定との関係についての規定であり、同条は「この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。」としている。同条は武器貿易条約第二十六条一項をモデルに起草されていることが伺われる。当初は核兵器を規律する既存の条約としてのNPTを念頭に置いた文言になっていたものの、他の条約も含めて一般的な表現になっている。もともと、条文には書かれていないものの、他の国連条約と同様に国連憲章第一〇三条に従い、「国際連合加盟国のこの憲章に基づく義務と他のいずれかの国際協定に基づく義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する。」との制約は同条に加えて、当然のことながら働くことになる。

5 損害賠償のあり方

以上、核兵器禁止条約の導入部分として条約第一条を事例として国家責任法との接点及び軍縮国際法としての主要な規定についての概説、更には国家責任条文を中心に条約法条

約等国際法を理解する上で必ず必要になる二つの分野を題材として核兵器禁止条約について触れた。特に国家責任条文はまだ条約化されていないとはいえ、国際法委員会が既に二読を経て作成されており、極めて理論的でありかつ難解である。しかしながら、国際法のみならず、国内法で言うところの民法の不法行為編がそうであるように、その運用は極めて重要であり、実務上の要請も大きいのが実情である。このような次第もあり、実際の市民講座では関係する国際法の各分野に網羅的に触れつつ概略的に講義したが、本講義録では国家責任法等特定分野に限定して述べた次第である。

最後に本稿を纏めるにあたり、視点をかえて法律論ではなく政策論の観点から個人的な意見を述べたい。本年末にかけてから世間の目を引く損害賠償判決が立て続けに出されており、それは第二次世界大戦中に強制徴用されたとして韓国人原告が新日鉄住金等の邦人企業を訴えて、韓国の最高裁判所にあたる大法院が韓国人原告の訴えを現政権になってから認めたというものである。そもそも戦時中の韓国人の被害も含めて一九六五年の日韓請求権協定締結の際に韓国政府に支払われているので、本来は韓国国内で解決すべきものであり、国家責任条文第三十二条も国内法の無関係性を定めている。

もつともこの事例に限らずとも、何らかの形で加害者から司法判断を超えてでも、誠意

を見せたいと思うのが人の情である。しかし条約等で無制限責任が義務付けられるような場合を除き、国際司法裁判所等の助力を仰ぎ、損害賠償範囲の確定に努めることとなり、その場合には相当因果関係論等の法理も援用されつつ、加害者への賠償の配分等総合的に理性的な判断が行われることが求められる。これは筆者の持論であるが、損害賠償請求には、被害者と加害者間の特殊な形態でありながらも、その事案を巡り一種の「財の再配分」と見るべき要素もあるのではないかと考えている。その典型的な事例が国内での行政訴訟であるが、行政の作為・不作為によって生じる裁判の結果としての損害賠償は、当然のことながら、適正なレベルでの判断による損害賠償額の査定が必要とされる。こうした損害賠償訴訟にあたり損害賠償の原資は税金であり、無制限に損害賠償責任を求めた場合、国家や地方自治体が破綻することにもなりかねない。しかしながら、筆者はいわゆる受忍論を無条件に支持するものでもないが、損害賠償が膨大な額になる可能性のある事案において、賠償額が満額認められることは原告には大いに歓迎されようが、損害賠償の対象者が非常に多い場合やあまりに均衡を逸する金額の査定が行われた場合は、現実問題として新たな不均衡も生じかねない。そのような場合は国家責任条文でいうところの「満足」等その他の手法も併せて検討される必要がある。衡平が求められた上で当事者に感情の蟠

りが生じないように留意することが極めて重要である。

核兵器による被害は通常甚大なものとなることから、核兵器禁止条約の場合も有事を想定して、後日、締約国会議等適当な場で損害賠償メカニズムについても議論がなされるべきものと考えている。その場合は各国における大規模な損害賠償案件がどのように戦後処理等の過程で行われたかにつき、特に算定根拠等につき検証して参考とするのが有益であろう。また、近年の日本では東日本大震災等に付随して広域且つ大規模な原子力災害が今日も継続しており、完全な復興には更に時間を要する見込みである。また、附随する福島原発事故関連訴訟も枚挙の暇がないが、こうした参考となり得る損害賠償の判例をベースに適切な損害賠償のあり方が引き続き探求されていくべきものと思われる。

この観点から近年の三つの原子力損害条約（パリ条約、ウィーン条約及び原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC））はいずれもブラッセル補足条約等により賠償責任の限界を設定している一方で、各国からの任意拠出金の受け入れも行う制度設計になっている。これは各国の財政的制約を考慮したうえで、被害者を含めた当事者間の衡平な財の再配分の役目も果たしていると評することが出来、核兵器禁止条約についても、条約発効後に開催される締約国会議の場において、想定される損害賠償メカニズムにつき、いずれ議論が行われる

ことが期待される。

また、訴訟手続についても、核爆発という未曾有の大混乱の中で多数の訴訟当事者が損害賠償を求める訴訟が発生したりすることが想定される。更には、訴求者が死亡乃至は心神耗弱状態にある場合は代理人が訴の提起を行ったりすることもあり得よう。更に、近年は裁判外訴訟手続 (Alternative Dispute Resolution) 等の新たな調停手続も積極的に活用されているが、こうした様々な工夫を凝らして、訴訟法上も迅速な被害者の救済が行われるような制度設計が予め検討されることが重要である。

《参考文献》

- 矢田部厚彦 (一九七二) 『核兵器不拡散条約論——核の選択をめぐって』有信堂
- 萬歳寛之 (二〇一五) 『国際違法行為責任の研究——国家責任論の基本問題——』成文堂
- 中野徹也 (二〇一二) 『条約法』浅田正彦編著 『国際法 (第2版)』東信堂
- 福井康人 (二〇一〇) 『備蓄弾頭維持管理計画 (SSMP)——核抑止力維持と核軍縮推進の狭間で——』外務省調査月報第4号

原子力損害の補完的な補償に関する条約、外務省

Commentaries to the Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, ILC,

November 2001.

Draft Articles on the Responsibility of International Organizations, with commentaries (2011).

Anguel Anastassov (2010), Are Nuclear Weapons Illegal? The Role of Public International Law and the International Court of Justice, *Journal of Conflict and Security Law*, Volume 15, Issue 1, Oxford: Oxford University Press.

Dekker, Guido den and Tom Coppen (2012), Termination and Suspension of, and Withdrawal from, WMD Arms Control Agreements in Light of the General Law of Treaties, *Journal of Conflict and Security Law*, Vol-17-1, Oxford: Oxford University Press.

Nystuen, G and S Casley-Maslen (2010), *Oxford commentary on international law, The Convention on Cluster Munitions: A commentary*, Oxford: Oxford University Press.

*連続市民講座では核兵器禁止条約について国際法の主要分野毎に幅広く解説したが、本稿ではその中でも国家責任条文と条約法条約、さらに条約のコアとなる軍縮国際法の実例との関係を中心に取り上げた上で、更に大幅に加筆したものである。